

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明）

- 1 計画の種類 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
- 2 計画書の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)			非住宅部分の用途	
			工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積	m ²	別表第2 122(1) 円	別表第2 122(2) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積	m ²	別表第2 122(1) 円	別表第2 122(2) 円

手数料額 _____ 円

(注意)

「別表」とは、三鷹市手数料条例別表を指す。